



2022年5月24日

各位

会社名 古河電池株式会社  
代表者名 代表取締役社長 小野 眞一  
(コード番号 6937 東証プライム市場)  
問合せ先 取締役上席執行役員 河合 哲也  
(TEL. 045-336-5034)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月24日開催の取締役会において、2022年6月24日に開催予定の第87期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度の導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
- ア. 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
  - イ. 変更案第14条第2項は、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、規定を設けるものであります。
  - ウ. 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
  - エ. 上記の新設および削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。
- (2) 当社の本店の所在地の表記について、所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
第1条および第2条 (条文省略)	第1条および第2条 (現行どおり)
(本店の所在地) 第3条 当社は本店を横浜市保土ヶ谷区に置く。	(本店の所在地) 第3条 当社は本店を横浜市保土ヶ谷区に置く。
第4条～第13条 (条文省略)	第4条～第13条 (現行どおり)
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、 <u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	(削除)

現行定款	変更案
<p>(新設)</p>	<p><u>(電子提供措置等)</u>  <u>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。</u>  <u>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>第15条～第37条 (条文省略)</p>	<p>第15条～第37条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(附則)</u>  <u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第1条 変更前定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第14条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u>  <u>② 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</u>  <u>③ 本附則は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

### 3. 変更の日程

定款変更のための定時株主総会開催日 2022年6月24日(金)  
定款変更の効力発生日 2022年6月24日(金)

以上